

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード連絡運輸運送約款の一部改正（I C連絡定期券の払いもどし等の取扱い変更に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(I C連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第 59 条 旅客は、I C連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどし箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 前各項による払いもどしは、旅客が、各運送事業者が定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 I C連絡定期券の記名人本人 <u>(小児用の I C連絡定期券にあつては、記名人本人又は代理人)</u> であることを証明したときに限って行います。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(I C連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第 59 条 旅客は、I C連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどし箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 前各項による払いもどしは、旅客が、各運送事業者が定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 I C連絡定期券の記名人本人であることを証明したときに限って行います。<u>ただし、別に定めるところにより、当該 I C連絡定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、本通達の施行日より前に発売した I C連絡定期券についても適用する。